第二十一条第二項並びに第二十二条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「第十五条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

（国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法の一部改正）

第十九条　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十二条」を「―第十二条」に改める。

第十一条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十一条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十一条の二　センターは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改める。

（国立研究開発法人森林研究・整備機構法の一部改正）

第二十条　国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十五条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十五条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十六条第一号中「第三号まで」の下に「及び第五号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（国立研究開発法人水産研究・教育機構法の一部改正）

第二十一条　国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第一号から第三号までの業務に関し、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十二条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号及び第二号の業務に関し、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十三条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十三条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一部改正）

第二十二条　国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十二条」を「―第十二条」に改める。

第十一条第一項第六号中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第四十三条の二」を「第三十四条の六第一項」に改め、「（金銭の出資を除く。）」を削り、「技術的援助」の下に「のうち政令で定めるもの」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十一条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改める。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第二十三条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「次条第三号」を「第十二条第三号」に改め、同項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十一条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十一条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十二条第一号中「前条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「並びに同項第十号」を「、同項第十号」に改め、「までに掲げる業務」の下に「並びに同項第十九号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）」を加え、同条第二号中「前条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第三号中「前条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「並びに同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「第十八号に掲げる業務」の下に「並びに同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）」を加え、同条第四号中「前条第一項第十五号」を「第十一条第一項第十六号」に改める。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第二十四条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第八号の二中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第四十三条の二」を「第三十四条の六第一項」に改め、「（金銭の出資を除く。）」を削り、「技術的援助」の下に「のうち政令で定めるもの」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十六条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（基金の設置等）

第十六条の三　機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。